# 第２号様式

東京都知事　　殿

**確認書**

東京都（以下「都」とする。）が実施する建設時ＣＯ２排出量算定事業に申請するにあたり、申請書に虚偽記載がないこと、申請者が下記を含む公募要項記載の申請要件の全てを満たしていることを確認しました。

記

１ 次の（１）～（４）の全ての要件を満たします。

（１）対象建築物（※）において、基本設計時にＪ－ＣＡＴの簡易算定法を、実施設計時にＪ－ＣＡＴの標準算定法を、竣工時にＪ－ＣＡＴの標準算定法及び詳細算定法をそれぞれ用いた算定ができること。

（※1）［建築物用途：①事務所、②物販店舗、③ホテル、④複合用途、⑤集合住宅］における［建築物規模：ア2,000㎡程度以上10,000㎡未満、イ10,000㎡以上50,000㎡程度まで］のいずれかの建築物

（※2）建築物規模：イの竣工時にあっては、Ｊ－ＣＡＴの詳細算定法を用いた算定が可能である場合は任意で実施するものとする。

（２）（１）での算定結果及び算定に用いた資料について、都へのデータ提供が可能なこと。

（都へ提出後、都から委託事業者へデータ提供できるものとする。）

（３）都へのデータ提供にあたっては、個人情報を含まないこと。

（４）都及び委託事業者からのヒアリング及び調査依頼に協力すること。

２ 本事業に応募する団体（以下、「応募者」という。）は、応募時から事業終了時まで、次の（１）から（13）までの全ての要件を満たします。

（１）算定対象建築物の建設時ＣＯ２排出量の算定・都負担対象経費について、国、都道府県、区市町村等から補助を受けていないこと、あるいは、過去に受けていないこと。

（２）算定対象建築物の建設時ＣＯ２排出量の算定を行った結果を公表していないこと。

（３）本事業の応募にあたっては、応募者又は提携者が算定対象建築物を選定し、あらかじめ建築主、設計者、施工者等の関係者の承認を得ていること。

（４）採択事業の実施にあたり、法令等に違反する事実がないこと。

（５）日本国内において税金の滞納をしていないこと。

（６）日本国内の公的機関等との契約における重大な違反がないこと。

（７）会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）による申立て等、採択事業の継続性について不確実な状況が存在しないこと。

（８）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第１項各号及び第２項各号の規定のいずれかに該当しないこと。

（９）東京都競争入札参加有資格者指名停止等取扱要綱（平成18年４月１日付17財経総第1543号）に基づく指名停止又は競争入札参加資格の取消しの期間中でないこと。

（10）公共の安全及び福祉を脅かすおそれがないこと。

（11）政治活動、宗教活動、選挙活動を事業目的としていないこと。

（12）暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）に該当せず、又は法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第２条第３号に規定する暴力団員及び同条第４号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者がないこと。

（13）過去の業務その他の事情において、都が負担金を交付するにふさわしくないと判断する事実が存在しないこと。

以上

令和　　年　　月　　日

住所：

名称：

代表者名：